

平成 29 年 9 月 1 日

水道埋設管調査に来られるみなさまへ

柏原市長

平素は、本市水道事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
現在、水道埋設管調査においては既存の資料を基に回答させて頂いておりますが、何らかの原因で既存資料と現状が異なる場合があります、正確な現状を即座に回答できない場合もございます。業務を円滑に進める為、以下について皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・ 給水装置工事の申込をして頂く前には必ず柏原市水道配管図を基に現地調査をしていただき、現状と異なる場合は再度、水道工務課給水係と協議して頂きます様お願いいたします。
- ・ 窓口での給水装置工事の協議は事前の相談であり、正式な回答は規定様式での給水装置工事申込の設計審査後になります。
- ・ 給水装置工事の着手は、設計審査後、加入金及び手数料納入後となります。
- ・ 現在設置されている給水装置及び（社）日本水道協会の検査証紙表示製品又は日本工業規格表示製品、その他水道事業が使用を認めている給水管及び給水用具については使用可能ですが、漏水や給水器具不良等を未然に防ぐため、給水装置の改造される機会に新しい給水用具に交換又は不要な給水用具を撤去するようお願いしております。
- ・ メーターの設置は、道路境界線に近接した宅地部分で、点検及び取替作業が容易な位置に指定させて頂いております。

《参考となる条例文》

柏原市水道事業給水条例（抜粋）

（給水装置の新設等の申込み）

第 4 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去しようとする者はあらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」）に申込み、承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。

（工事の施工）

第 6 条 給水装置工事は、管理者又は柏原市指定給水装置工事事業者が施工する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

（メーターの設置）

第 15 条 給水量は、メーターにより計算する。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。